

5 補助対象浄化槽の施工

(1) 補助対象浄化槽の施工に関する規定

補助対象浄化槽の施工が適正に行われるよう、次のような規定が定められている。

○浄化槽設置に関する規定

「建築基準法」、「浄化槽法」、「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」、「千葉県浄化槽取扱指導要綱」等

○補助金対象の浄化槽設置に関する規定

「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について」

(平成元年2月8日付け衛浄第8号

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長発通知)

○その他

市町村の補助要綱、指導等

5 補助対象浄化槽の施工

(2) 補助対象浄化槽の施工に関する審査・検査

「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について」

浄化槽設置工事の審査・検査のポイントの概要

1 浄化槽工事業者が撮影、提出する写真(市町村が現場で確認する場合省略可)

写真の種類	審査のポイント
1. 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真	浄化槽設備士が工事を実地に監督しているか。又は自ら工事を行っているか。
2. 基礎工事の状況を示す写真	栗石地業及びすてコンクリートを打っているか。
3. 据付工事の状況を示す写真	水張りを行い、水平を保ちつつ、水じめ及び突き固めを行っているか。
4. かさ上げの状況を示す写真	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。

5 補助対象浄化槽の施工

(2) 補助対象浄化槽の施工に関する審査・検査

2 市町村が施工の現場において確認する内容

検査項目	検査のポイント
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がない。
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。
3. 誤接続等の有無	生活排水が全て接続されているか。 雨水や工場廃水等が流入していないか。
4. 柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか。
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。
6. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきにくい場所に設置されていないか。 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。

5 補助対象浄化槽の施工

(2) 補助対象浄化槽の施工に関する審査・検査

3 市町村が施工の現場において確認する内容(確認することが望ましい事項)

検査項目	検査のポイント
1. 漏水の有無	漏水が生じてないか。
2. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。
3. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。
4. ばっ気装置、逆洗浄装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。 また、しっかり固定されているか。空気の出方や水流に片寄りはないか。

5 補助対象浄化槽の施工

(2) 補助対象浄化槽の施工に関する審査・検査

3 市町村が施工の現場において確認する内容(確認することが望ましい事項)

検査項目	検査のポイント
5. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。薬剤筒は傾いていないか。
6. ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプまずに変形や破損はないか。また、漏水のおそれはないか。 ポンプが2台以上設置されているか。 設計どおりの能力のポンプが設置されているか。 ポンプの固定が十分行われているか。また、取りはずしが可能か。 ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。
7. ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。 固定が十分行われているか。 アースはなされているか。 漏電のおそれはないか。